

健 第 841号
平成24年10月23日

(社) 岡山県医師会長 }
(一社) 岡山県病院協会会長 } 殿

岡山県保健福祉部長

「定期の予防接種の実施について」の一部改正について

このことについて、厚生労働省健康局長から、別添のとおり通知がありましたので、御了知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、各保健所・保健所支所から周知を図ることとしておりますが、貴会におかれましても、会員への周知について御配慮くださいますようお願いいたします。

また、本通知は、「岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ」にてご覧になれます。

記

○送付書類

「定期の予防接種の実施について」の一部改正について

平成24年10月23日付け健発1023第3号 厚生労働省健康局長通知

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

健発1023第3号
平成24年10月23日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



「定期の予防接種の実施について」の一部改正について

薬事法第63条の2に基づく不活化ポリオワクチンの添付文書が改訂され、追加接種（4回目接種）の有効性と安全性が確認されたので、「定期の予防接種の実施について」（平成17年1月27日付け健発第0127005号厚生労働省健康局長通知）の別紙「定期（一類疾病）の予防接種実施要領」の一部を別添「定期（一類疾病）の予防接種実施要領 新旧対照表」のとおり改正し、平成24年10月23日（実施要領の第2 各論 1 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種（10）については平成24年11月1日）から適用することとしたので通知する。貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

(別紙)

定期（一類疾病）の予防接種実施要領 新旧対照表

改正後	現行
<p>第1 総論 【省略】</p> <p>第2 各論</p> <p>1 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種</p> <p>(1) ~ (8) 【省略】</p> <p>(9) 急性灰白髄炎の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用した時は、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日から56日までの間隔を置いて3回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。</p> <p>また、不活化ポリオワクチンを使用したときは、初回接種については、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20日以上の間隔を置いて3回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。</p> <p>(10) 第1期の予防接種の初回接種においては、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドのうちから、使用するワクチンを選択することが可能な場合であっても、原則として、同一種類のワクチンを必要回数接種すること。</p> <p>(11) ~ (14) 【省略】</p>	<p>第1 総論 【省略】</p> <p>第2 各論</p> <p>1 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種</p> <p>(1) ~ (8) 【省略】</p> <p>(9) 急性灰白髄炎の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用した時は、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日から56日までの間隔を置いて3回、追加接種については初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。</p> <p>また、不活化ポリオワクチンを使用したときは、初回接種については、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20日以上の間隔を置いて3回行うこと。</p> <p>(10) 第1期の予防接種の初回接種においては、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン、沈降精製ジフテリア百日せき破傷風混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドのうちから、使用するワクチンを選択することが可能な場合であっても、同一種類のワクチンを必要回数接種すること。</p> <p>(11) ~ (14) 【省略】</p>

<p>(15) 急性灰白髄炎の予防接種については、次のことに留意すること。</p> <p>ア～エ 【省略】</p> <p>【削除】</p> <p>2～4 【省略】</p> <p>様式第一～第六 【省略】</p>	<p>(15) 急性灰白髄炎の予防接種については、次のことに留意すること。</p> <p>ア～エ 【省略】</p> <p>オ <u>現在、ワクチン製造業者による国内臨床試験を実施中であり、4回接種（追加免疫）後の有効性、安全性が確認され、添付文書が改訂されれば、追加接種（1回）についても定期の予防接種として実施する予定である。</u></p> <p>2～4 【省略】</p> <p>様式第一～第六 【省略】</p>
---	--